

具体的施策に関する規定 条文イメージ

第〇 県の率先利用

- ① 県は、その整備する公共建築物において、県産材等木材利用方針で定めるところにより、原則としてその主要構造部その他の部分に県産材を使用するものとする。
- ② 県は、その整備する工作物等において、自ら率先して県産材等木材の利用に努めなければならない。

第〇 県産材等木材の利用の促進

県は、県産材等木材の利用の促進を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- (1) 県以外の者が整備する公共建築物における県産材等木材の利用の促進に関すること。
- (2) 住宅等の公共建築物以外の建築物における県産材等木材の利用の促進に関すること。
- (3) 建築物以外の分野における県産材等木材の利用の促進に関すること。
- (4) 県産材等木材の新たな用途への活用等の県産材等木材の利用の促進に関する研究に関すること。
- (5) 県産材等木材の利用の促進に関する研究成果、技術等の普及に関すること。
- (6) 県産材等木材の利用の促進に寄与する関係事業者等（森林所有者等、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者及び教育関係者等をいう。以下同じ。）の人材の育成及び確保に関すること。
- (7) 県産材等木材の加工及び流通の体制の整備に関すること。
- (8) 県産材等木材の流通及び消費の動向の把握並びに関係事業者等に対する県産材等木材の利用の促進に関する情報の提供に関すること。
- (9) 県産材のブランド化（県産材及び県産材を使用した木製品に対して信頼感等を与える独自の印象を創出することをいう。）に関すること。
- (10) 県産材及び県産材を使用した木製品の国内外への販路の拡大に関すること。

第〇 森林教育、普及啓発等

県は、森林教育、普及啓発等を通じて、県産材等木材の利用の促進に関する県民及び事業者の理解を深めるとともに、県産材等木材の利用の促進の実施に関する県民及び事業者の協力を求めるよう努めなければならない。

第〇 顕彰

県は、県産材等木材の利用の促進に関し特に優れた取組を行った者を顕彰するよう努めなければならない。

※ 網掛けは、「第4 県の責務」③～⑥を移管するもの。

【要検討】

第〇 県産材等木材利用促進月間

- ① 県民及び事業者の間に広く県産材等木材についての関心及び理解を深め、積極的に県産材等木材を利用する意識を高めるため、県産材等木材利用促進月間を設ける。
 - ② 県産材等木材利用促進月間は、10月とする。
 - ③ 県は、県産材等木材利用促進月間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。
- ※ 「三重の森林づくり条例」における「三重のもりづくり月間」（第20条）との関係について整理が必要。

第〇 県産材の利用を通じたもりづくりの推進

県は、県産材の利用を通じたもりづくりを推進するため、持続的な林業経営に資する間伐及び間伐材の搬出並びに皆伐及び再生林の促進その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- ※ 「三重の森林づくり条例」との関係について整理が必要。